

先導的都市環境形成促進モデル事業計画

平成 24 年度 募集要領

■応募受付期間

平成 24 年 10 月 1 日（月）～平成 24 年 11 月 15 日（木）

■問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局市街地整備課 環境街区係長 高橋

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-744）

E メール : takahashi-e2uv@mlit.go.jp

平成 24 年 10 月

国土交通省 市街地整備課

＜ 目 次 ＞

I. 先導的都市環境形成促進モデル事業の概要

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 補助の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2. 1 モデル事業計画の策定・・・・・・・・・・ 2
 - 2. 2 モデル事業計画の認定・・・・・・・・・・ 3
 - 2. 3 補助スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2. 4 対象地区、対象事業・・・・・・・・・・ 5
 - 2. 5 補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2. 6 補助率と補助限度額・・・・・・・・・・ 6

II. 応募申請・ヒヤリング・交付申請等について

- 1. 応募申請について・・・・・・・・・・ 7
- 2. ヒヤリングの実施について・・・・・・・・ 8
- 3. 認定後の交付申請等について・・・・・・・・ 8
- 4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III. 事業の実施にあたっての留意点

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

【別添資料】

IV. 先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書、様式・同記入要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添 1

V. 先導的都市環境形成促進事業制度要綱

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添 2

VI. 先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添 3

VII. 先導的都市環境形成促進モデル事業実施フロー

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添 4

I. 先導的都市環境形成促進モデル事業の概要

1. 目的

我が国の CO2 総排出量の約 2 分の 1 が主として都市活動に起因していることから、都市政策として環境対策に取り組むことが急務となっており、このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、都市交通施策の拡充等に向けた、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援措置（先導的都市環境形成促進事業）を平成 20 年度に創設し、全国各地で活用されてきたところです。

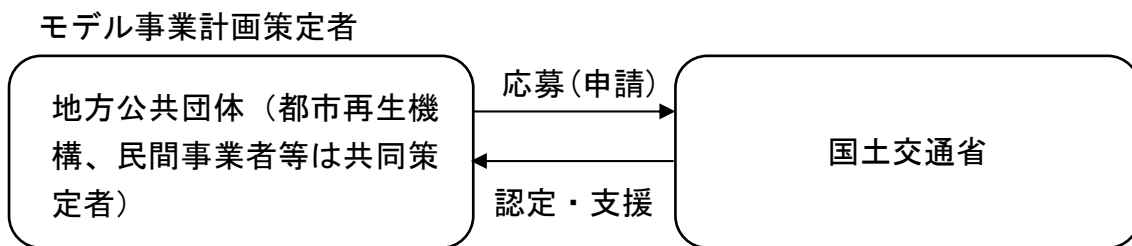
平成 24 年度より、これら施策を拡充し、先導的都市環境形成促進モデル事業として、「先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業」に対する支援制度を創設しました。

当制度は、熱の面的利用を図るための熱導管、熱交換器及び蓄熱施設その他の付帯施設の整備等に要する経費を国が支援するもので、地方公共団体や民間事業者等の積極的な活用を期待します。

＜先導的都市環境形成促進モデル事業の支援スキーム＞

本事業は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、都市再生機構）、民間事業者等が事業主体となり、先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業が対象となります。市街地整備と一体となってこれら事業を実施する際、先導的都市環境形成促進モデル事業支援を受けるためには、地方公共団体が単独または地方公共団体以外の者と共同で先導的都市環境形成促進モデル事業計画（以下、モデル事業計画）を策定し、国の募集に対して応募（申請）を行う必要があります。（ただし事業主体が都市再生機構、民間事業者等であり、国からの直接補助を受けて事業を実施する場合は、事業主体が計画を策定し、必要な項目について地方公共団体（市町村等）に確認を仰ぎ、当該地方公共団体（市町村等）を共同策定者とした上で応募（申請）を行うものとする。）

国は、モデル事業計画に記載された事業実施による効果等を勘案して、応募された事業計画に対し大臣認定を行い、認定を受けた事業計画に位置づけられた交付対象事業に対して支援を行います。



2. 補助の仕組み

2. 1 モデル事業計画の策定

地方公共団体は単独または地方公共団体以外の者と共同でモデル事業計画を策定することが出来ます。（ただし事業主体が都市再生機構、民間事業者等であり、国からの直接補助を受けて事業を実施する場合は、事業主体が計画を策定し、必要な項目について地方公共団体（市町村等）に確認を仰ぎ、当該地方公共団体（市町村等）を共同策定者とした上で応募（申請）を行うものとする。）

なお、計画策定者が都道府県の場合は、計画にかかる関係市町村の意見を聴く必要があります。

<モデル事業計画の記載事項>

- ・ エネルギー供給対象区域とその面積
- ・ エネルギー供給事業者
- ・ エネルギー供給システムの概要
- ・ 自然・未利用エネルギーの活用方針及び自然・未利用エネルギー活用担保のための地区計画、建築協定等の活用の検討状況
- ・ エネルギー供給事業の実施体制
- ・ エネルギー供給施設位置図
- ・ エネルギーの面的利用による省エネルギー効果
- ・ エネルギー供給開始の予定時期
- ・ エネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要
- ・ 施設整備にかかる事業の期間
- ・ 施設整備を行う者
- ・ 施設整備の概算事業費
- ・ エネルギー供給対象区域内の市街地整備計画予定事業者及び概ね1万m²以上敷地の既設建築物所有者とのエネルギー供給関連調整状況
- ・ エネルギー供給事業の資金計画
- ・ その他必要な事項

2. 2 モデル事業計画の認定

モデル事業支援（補助）を受けようとする者は、国土交通大臣にモデル事業計画を提出（募集に対する応募（申請））し、認定を受ける必要があります。

<提出方法>

- ・ 事業計画策定者は応募受付期間内に、策定したモデル事業計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- ・ 提出の手続きの流れは、別添 4 の先導的都市環境形成促進モデル事業実施フローを参照下さい。

<認定基準等>

・ 認定方法

モデル事業計画の認定は、募集期間中に応募があった事業計画の中から、学識経験者の意見等を踏まえ、国土交通大臣が行います。

・ 認定基準等

モデル事業計画の認定にあたっては、以下の観点から審査を行います。（詳細は、別添 2 の要綱第 4 条第 4 項を参照ください。）

要件への適合（モデル事業計画の認定要件）

- ① 低炭素まちづくり計画区域内での実施 ※1
- ② エネルギー供給区域内の主要な需要家（市街地開発事業予定者、敷地面積約 1 万 m² 以上の既設建築物所有者）へのエネルギー供給の希望意向の確認
- ③ エネルギー供給開始予定時期が適切
- ④ 自然・未利用エネルギーの活用担保のための地区計画、建築協定等の活用についての検討
- ⑤ 供給区域でのエネルギーの面的利用による省エネルギー効果の確認※2
- ⑥ 自然・未利用エネルギー活用による面的利用の計画と施設整備の概算事業費が妥当
- ⑦ エネルギー供給事業の実施体制が適切
- ⑧ エネルギー供給事業の資金計画が妥当
- ⑨ 熱導管や付帯施設等が公共空間へ整備され、エネルギー供給希望意向者への供給が可能（民間事業者等による事業の場合）

※1 平成 24 年度末までは、低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されるものとし、都市計画マスタープランなど、既存の計画において、事業区域が低炭素まちづくり等を実施すべき区域に位置づけられていることを確認できるか、市町村において、将来的に低炭素まちづくり計画を策定する予定もしくは意思があることを確認できる資料の提出をもって、低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されることを確認したものとする。

※2 エネルギー面的利用による省エネルギー効果については、事業計画に記載した全ての取組を実施したことによる省エネルギー率（従前従後の一次エネルギー消費削減率）が、概ね 10% 以上であることが必要。

なお、上記⑤～⑨の要件に該当するか否かの判断に際しては、学識経験者の意見を聴くこととしています。

・その他の留意事項

前述の各要件に関連して、またそれ以外の観点からも、以下の点に留意頂く必要があると考えており、以下の項目の記載内容については事業認定の際にこれを考慮することとします。

- ① まちづくりにおいて自然・未利用エネルギーの活用を進める上での計画の特徴（例えば、優れた全体構想を推進する事業としての位置づけがあることや、自然・未利用エネルギーの活用方針や熱導管の敷設方法の先進性、波及性及びその他の特長）
- ② 自然・未利用エネルギーへの依存率（自然・未利用エネルギー活用対象熱需要に対する自然・未利用エネルギー活用熱量）
- ③ 面的エネルギー供給のための地域連携（調整協議会の設置の有無と構成員及びその他の内容）
- ④ 投資回収の目安
- ⑤ 提案システムの導入による省エネルギー効果以外に期待される効果（防災、まちづくり等の観点からの効果）

なお、上記①～⑤については、その記載内容の分かる資料を提出することとし、また、その内容についても、学識経験者の意見を聴くこととします。

2. 3 補助スキーム

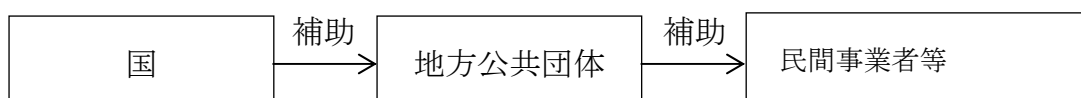
国は予算の範囲内で、国土交通大臣が認定したモデル事業計画に位置付けられるモデル事業に要する経費の一部を事業主体に対して、補助します。(直接補助)

また、地方公共団体が民間事業者等に対して、モデル事業支援に要する経費を補助する場合は、国は予算の範囲内で、当該地方公共団体にその経費の一部を補助します。(間接補助)

<直接補助>



<間接補助>



2. 4 対象地区、対象事業

先導的都市環境形成促進モデル事業は、「低炭素まちづくり計画」の区域内で実施される、「先導的都市環境形成促進モデル事業計画」に定められた事業が対象になります。

(注) 平成 24 年度末までは、低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されるものとし、都市計画マスタープランなど、既存の計画において、事業区域が低炭素まちづくり等を実施すべき区域に位置づけられていることを確認できるか、市町村において、将来的に低炭素まちづくり計画を策定する予定もしくは意思があることを確認できる資料の提出を持って、低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されることを確認したものとする。

2. 5 補助対象経費

補助金の交付の対象は、地方公共団体等事業主体が先導的な都市環境対策としてモデル的に実施するものであり、自然・未利用エネルギーを活用し地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業の実施のために必要な施設の整備(熱の面的利用を図るための熱導管、熱交換器及び蓄熱施設その他の付帯施設の整備等)に関する経費とする。

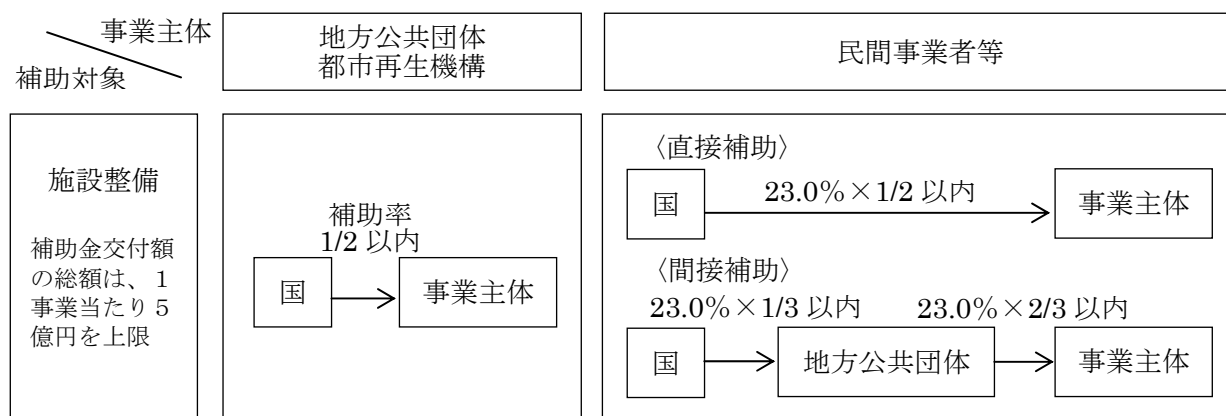
2. 6 補助率と補助限度額

地方公共団体又は都市再生機構が実施する事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とします。民間事業者等が実施する事業であって、地方公共団体からの補助を受けないものについては、事業の実施に要する経費の23.0%の2分の1以内とし、地方公共団体からの補助を受けるものにあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の23.0%について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の2分の1以内で、かつ当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とします。

なお、補助金の交付額の総額は、モデル事業計画あたり5億円を上限とします。

以上を図式化すると、以下のようになります。

なお、補助金の交付についての詳細は、**別添3**の先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱（以下：補助金交付要綱）を参照ください。



Ⅱ．応募(申請)・ヒヤリング・交付申請等について

1. 応募(申請)について

以下のとおり、先導的都市環境形成促進モデル事業計画を募集いたします。

なお、3. に記載しておりますとおり、国庫補助金の交付を受けてモデル事業を実施する場合、モデル事業計画の国土交通大臣認定後も、新たな交付決定を行うことが可能となるまでは事業に着手することができませんので、ご注意ください。（詳細は、＜制度に関する問い合わせ＞まで）。

＜提出書類＞

- ① 先導的都市環境形成促進モデル事業計画認定申請書
- ② 先導的都市環境形成促進モデル事業計画
- ③ 同、添付資料（添付資料一覧：P.9 参照）

＜平成 24 年度応募受付期間＞

応募受付期間：平成 24 年 10 月 1 日（月）

～平成 24 年 11 月 15 日（木）18:00（必着）

＜応募書類の提出先＞

各地方整備局等（別紙参照）

＜応募書類の提出方法＞

- ・提出先へ持参又は電子メールにて提出。持参の場合は 2 部、電子メールの場合は 1 部（電子メールの場合には提出先に着信を確認すること。）
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」
「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

＜制度に関する問い合わせ＞

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局市街地整備課 環境街区係長 高橋

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 32-744）

E メール：takahashi-e2uv@mlit.go.jp

2. ヒヤリングの実施について

認定にあたっては、必要に応じて、応募事業の内容についてヒヤリングを実施します。実施する際は、別途連絡させていただきます。

3. 認定後の交付申請等について

- ・先導的都市環境形成促進モデル事業計画の国土交通大臣認定は、認定後速やかに、認定モデル事業計画の策定主体に対し、書面により通知いたします。
- ・先導的都市環境形成促進モデル事業計画の国土交通大臣認定後、先導的都市環境形成促進事業の予算額及びモデル事業計画に位置付けられた補助対象事業の内容を踏まえ、予算額（補助事業の執行可能額）を各事業主体に通知（注）いたします。
- ・上記予算額の通知後、速やかに交付申請書を提出して下さい。なお、交付申請書等の手続きなど詳細については、**別添 3**の補助金交付要綱第5条を参照ください。
- ・手続きの流れは、**別添 4**の先導的都市環境形成促進モデル事業実施フローを参照ください。地方公共団体が事業を実施する場合、民間事業者等が事業を実施する場合（直接補助の場合、間接補助の場合）毎に、フローを示しています。

（注）

平成24年10月1日現在、「9月以降の一般会計予算の執行について」（平成24年9月7日閣議決定）により、地方公共団体及び民間団体等向け補助金については、原則として新たな交付決定は行わないなど、具体的な予算の執行抑制方針が示されました。

従って、新たな交付決定に繋がる「予算額の通知」につきましては、上記予算執行抑制方針の見直し等により、新たな交付決定を行うことが可能となった場合に行いますので、ご理解願います。

なお、事業実施にあたっては、「Ⅲ. 事業の実施にあたっての留意点」にご留意願います。（詳細は、＜制度に関する問い合わせ＞まで）

4. その他

提出を求める添付資料は以下のとおりです。また、添付資料とは別に、系統図の詳細に関するシステム構成部材等を含む設計図書があれば、別途提出をお願いいたします。（提出方法は応募書類の提出方法に準じますが、容量が大きく困難な場合などは、制度に関する問い合わせ先に要相談。）

【添付資料一覧】

- ・ 「低炭素まちづくり計画」の区域を示す図面※
- ・ 系統図の詳細に関する、システムの構成部材等が確認出来る資料
- ・ 計画の特徴が確認出来る資料（全体構想図や先進性のある熱導管の敷設図、その他特長の確認出来る資料や図面）
- ・ エネルギーの面的利用による省エネルギー量の算出根拠
- ・ 自然・未利用エネルギーの依存率の算出根拠
- ・ 省エネルギー効果以外に期待される効果（防災、まちづくり等の観点からの効果）の内容が分かる資料
- ・ エネルギー供給のために必要な施設整備の概算事業費の算出根拠
- ・ 本事業とその他事業対象の区分が分かる設計図書、積算書
- ・ エネルギー供給事業の資金計画についての年次内訳書
- ・ 当該年度資金計画の積算根拠
- ・ エネルギー供給事業の投資回収の目安についての算出根拠

[適宜提出]

- ・ 策定者が都道府県の場合の、事業区域の所在市町村の意見書（写し）
- ・ 地区計画、建築協定等が活用済みの場合、その内容、対象区域等が分かる資料
- ・ 面的エネルギー供給のための地域連携（調整協議会の設置の有無と構成員及びその他の内容）が確認出来る資料

ただし、添付資料については各項目につき最大A3用紙1枚程度とします。また、必要に応じて上記添付書類及びその他書類の追加提出を求める場合が

あります。

※ 平成 24 年度末までは、低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されるものとし、都市計画マスタープランなど、既存の計画において、事業区域が低炭素まちづくり等を実施すべき区域に位置づけられていることを確認できるか、市町村において、将来的に低炭素まちづくり計画を策定する予定もしくは意思があることを確認できる資料を提出

Ⅲ. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金に係る予算の適正化に関する法律及び補助金交付要綱（別添 3）の規定を遵守して頂くことになりますので、ご留意ください。

（補助金の交付申請）

- ・ 交付決定前に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となります。
- ・ 今年度末までに事業完了する見込みのない事業は補助対象外となります。
- ・ 次年度に継続して補助事業を行う場合も、再度、応募、交付申請手続きを行う必要があります。本年度に、継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、継続が不適切と判断された場合は不採択となることがあります。

（事業の実施及び事業内容の変更）

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱（別添 3）に従って、事前に承認を得なければなりません。

（実績報告）

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出しなければなりません。

（補助金の支払い）

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から 30 日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。

（事業の実施後）

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

(財産処分の制限)

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく財産処分を行う時は、所定の申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとします。